

6 総務省

令和8年7月31日(金)16:30 現在
総務省

令和8年熊本地震に関する被害状況等について（第17報）

I 被害状況

1. 通信関係

	事業者(サービス名)	被害状況等
固定	NTT 東日本	・被害なし
	NTT 西日本	・被害なし
	NTT ドコモビジネス	・熊本県内でサービスに影響 専用線サービス：156回線 ※うち154回線は利用者側で冗長構成を組んでいるため業務影響がないことを確認済
	KDDI	・熊本県内でサービスに影響 インターネット：1,107→1,067回線 (内数)：光アクセスサービス(光IP電話含む)：1,107→1,067回線 専用線サービス：11→9回線
	ソフトバンク	・被害なし
携帯電話等	NTT ドコモ	・復旧済
	KDDI (au)	・エリア支障なし ※合計6→5局停波 (内訳) 熊本県 6→5局
	ソフトバンク	・復旧済
	楽天モバイル	・エリア支障なし ※合計15→14局停波 (内訳) 熊本県 15→14局

(注) 各事業者に被害状況を確認済。固定は、事業者が把握可能な通信ビルの被害情報を記載。

○防災行政無線

- ・都道府県防災行政無線：被害情報なし
- ・市町村防災行政無線：被害情報なし

(注) 自治体が把握可能な範囲の情報を記載。

2. 放送関係

<地上波(テレビ)>

- ・被害情報なし

<地上波(ラジオ)>

・被害情報なし

<ケーブルテレビ>

地域	事業者名	現状	影響世帯数	備考
熊本県八代市の一部	テレビやつしろ株式会社	復旧済	約 400 世帯	

<コミュニティ放送(ラジオ)>

・被害情報なし

3. 郵政関係

<窓口業務>

- ・熊本県内の郵便局は 542 局のうち 463 局で窓口業務を再開。
- ・それ以外の 79 局については引き続き窓口業務を休止。
- ・同県内のゆうちょ銀行直営店のうち熊本支店は再開。
(八代支店は引き続き休止)

<集配業務>

- ・同県内の多くの地域※で郵便物の取集・配達、ゆうパック等の引受け・配達を再開。
※宇城市の一部地域、美里町、八代市、氷川町を除く。

4. 市町村の行政機能の確保状況

- ・首長の動静：全団体に通常業務
- ・庁舎の損壊状況：八代市庁舎に躯体の損傷（免震ダンパーの破損）。その他、停電による非常用電源使用は全団体に解消（当初 4→0 団体）、エレベーター停止（当初 8→1 団体）等を確認
- ・執務体制：宇城市が災害対応に集中するため住民窓口を一時停止中。応援職員派遣を受け、8 月 4 日に窓口再開予定。

Ⅱ 総務省の対応状況

- 7 月 28 日(火)16 時 29 分、大臣官房総務課に災害対策本部（長：大臣官房長）を設置。
- 7 月 28 日(火)18 時 20 分、総務省非常災害対策本部（長：総務大臣）に格上げ
- 7 月 28 日(火)、総務省非常災害対策本部会議（第 1 回）開催
- 7 月 29 日(水)、総務省非常災害対策本部会議（第 2 回）開催
- 7 月 30 日(木)、総務省非常災害対策本部会議（第 3 回）開催

○ 人的支援について

- ・7 月 28 日(火)16 時 32 分、震度 7 を観測した熊本県の危機管理・防災担当部局宛てに公務員部応援派遣室から「躊躇なく応援要請をされたい」旨のメールを発出。
- ・7 月 29 日(水)までに、熊本県内 6 市町に対し、6 県市から総括支援チーム（災害マネジメント支援等）の派遣を決定。

<総括支援チームの派遣状況（速報値）>

被災県	被災市町	派遣統括団体	派遣決定人数
熊本県	八代市	大分県	3人
	宇土市	福岡県	3人
	宇城市	福岡市	3人
	美里町	長崎県	3人
	嘉島町	宮崎県	3人
	氷川町	佐賀県	2人
計	6市町	6県市	17人

※都道府県には管内市町村職員を含む。

- ・ 7月31日（金）までに、熊本県内6市町に対し、40都県市から対口支援チーム（各避難所等の運営に係るマンパワー支援等）の派遣を決定。

<対口支援チームの派遣状況（速報値）>

被災県	被災市町	派遣団体	派遣決定人数
熊本県	熊本市	埼玉県、千葉県、東京都、山梨県、 札幌市、仙台市、さいたま市、 千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、 浜松市、名古屋市、京都市、堺市、 広島市、福岡市	141人
	八代市	大分県、岡山県、山口県、鹿児島 県、沖縄県、北九州市	71人
	宇土市	福岡県、徳島県、香川県	18人
	宇城市	福岡市、富山県、石川県、長野県、 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	85人
	美里町	長崎県	16人
	氷川町	佐賀県、鳥取県、島根県、広島県、 愛媛県、高知県	44人
計	6市町	40都県市	375人

※都道府県には管内市町村職員を含む。

○ 偽誤情報対策

熊本県を震源とする地震に関して、流通する危険性のあるインターネット上の偽・誤情報への注意喚起を、総務省の SNS アカウントを通じて情報発信を実施。SNS における根拠のない情報拡散に対して、利用規約等を踏まえた適切な対応を行っていただくよう、主要な SNS 等のデジタルプラットフォーム事業者（Google、LINE ヤフー、Meta、X、TikTok）に対して要請を実施。

○ 被災地への総務省職員の派遣

- ・ 7月28日（火）18時20分、九州総合通信局から熊本県庁へ、リエゾン3名を派遣。
→7月29日（水）8時20分、九州総合通信局から熊本県庁へのリエゾン派遣を
3名から2名体制へ変更。
→7月31日（金）9時30分、九州総合通信局から熊本県庁へのリエゾン派遣を
2名から4名体制へ変更。
- ・ 7月29日（水）、公務員部から熊本県庁へ、リエゾン2名を派遣。

○ 総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況

自治体からの要請を受け、以下の通信機器を貸与。

7月28日（火）：宇土市、宇城市 スターリンク及びポータブル電源各1台
7月29日（水）：熊本県 スターリンク及びポータブル電源各2台

7月30日（木）：八代市	スターリンク 8 台ポータブル電源 6 台
7月31日（金）：熊本県	スターリンク及びポータブル電源各 4 台

○ 電波法に基づく臨機の措置

7月29日（水）：国土交通省から航空局 1 局の空中線追加の変更申請があり、即座に許可。

○ 電波利用料

7月28日（火）以降、災害救助法の適用地域を告知先とする無線局免許人等に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。

○ 財政支援について

- ・ 7月29日（水）、政府非常災害対策本部会議（第2回）において、総理から、普通交付税の繰上げ交付の迅速な実施について指示。
- ・ 7月29日（水）、総務省非常災害対策本部（第2回）において、総務大臣から、普通交付税の繰上げ交付について、速やかに手続きを行うよう指示。
- ・ 7月30日（木）、政府非常災害対策本部会議（第3回）において、総務大臣から、熊本県及び災害救助法が適用された熊本県内 20 市町村からの要望を踏まえ、7月31日の交付決定に向けて、手続きを進めている旨発言。

Ⅲ 事業者等の対応状況

1. 通信関係

（1）リエゾン派遣状況

- ・ NTT 西日本は、熊本県庁に 4 名リエゾンを派遣。
- ・ NTT ドコモは、熊本県庁に 3 名、宇城市に 1 名リエゾンを派遣。
- ・ KDDI は、熊本県庁に 7 名リエゾンを派遣。
- ・ ソフトバンクは、熊本県庁に 2 名リエゾンを派遣。
- ・ 楽天モバイルは、熊本県庁に 2 名リエゾンを派遣。

（2）災害伝言サービス

NTT 東日本、NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルが災害用伝言サービスを展開。

（3）Wi-Fi スポットの提供

災害時等の無料 Wi-Fi サービスである「00000 JAPAN（ファイブゼロジャパン）」をソフトバンク、KDDI、NTT ドコモ、楽天モバイルが被災地を中心に提供。

（4）避難所、災害対応機関への支援

- ・ NTT ドコモは、災害対策機関に衛星インターネット機器 3→4 台、衛星携帯電話 7 台、スマートフォン等 329→428 台、Wi-Fi 機器 44→48 台を貸出。また、熊本県内の避難所に充電設備 38 台を貸出。
- ・ KDDI は、災害対策機関にスマートフォン等 57→241 台、Wi-Fi 機器 33→76 台、衛星インターネット機器 7→18 台、携帯電話 2 台を貸出。加えて、熊本県内の避難所に Wi-Fi 機器 14 台、充電設備 20→24 台を貸出。
- ・ ソフトバンクは、災害対策機関にスマートフォン等 63→65 台を貸出。また、熊本県内の避難所に Wi-Fi 機器 22 台、充電設備 11 台、固定電話 11 台を貸出。
- ・ 楽天モバイルは、災害対策機関に衛星インターネット機器 4 台、スマートフォン 10 台、Wi-Fi 機器 5 台を貸出。

2. 放送関係

（1）NHK

災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害

を受けた建物の放送受信契約について、令和8年7月から令和8年8月まで（2か月間）の放送受信料を免除。

（2）（一社）衛星放送協会・スカパーJ S A T（株）

災害救助法が適用された地域の加入者を対象に、専用フリーダイヤルを設置し、加入者から申し出があり、被災状況によって視聴が困難と認められた場合に、視聴料等を免除。

（3）（株）WOWOW

災害救助法が適用された地域の加入者を対象に、専用フリーダイヤルを設置し、視聴不能による視聴料免除等に係る質問について、個別に対応。

3. 日本郵政グループ関係

災害救助法が適用された地域を対象に、非常取扱いの実施。

- ・通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等。
- ・保険金の支払い等の非常取扱い等。

大臣官房総務課防災・調整係
電 話 03-5253-5090
F A X 03-5253-5091